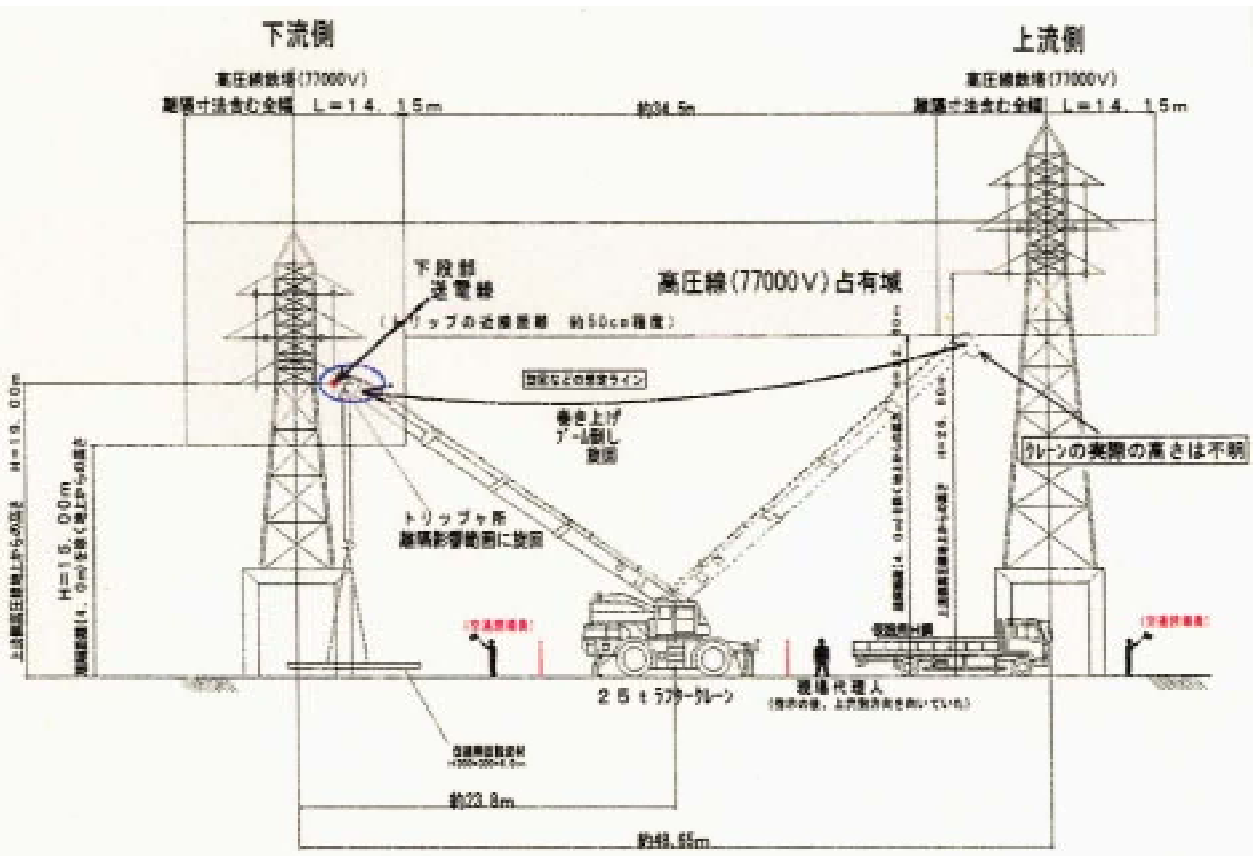


架空線に注意!!

クレーン作業時に地絡事故発生!!

～ 約 12,800 戸が 0.5 秒間停電となる!! ～

築堤工事において、高圧電線の架設箇所には挟まれた河川敷に仮囲いを設置する為、ラフタークレーンにより H 網を運搬していたところ、7 万 7 千ボルトの高圧電線にブームの先端が近づき、電線とアームとの間にアークが発生する地絡事故（空間に電気が走ってショートする事故）が発生しました。電力会社によると、この事故による被害は、約 12,800 戸が 0.5 秒間の停電となっており、大規模工場で生産ラインが止まった、パソコンのデータが消えたなどを含め、約 80 件の問い合わせがあり、この内の数件については損害賠償請求が出される可能性もあります。



【事故を防ぐポイント】

送電線付近でクレーン等を使用して工事を行う場合、安全衛生規則第 349 条で労働者の感電防止処置が義務付けられており、建設工事公衆災害防止対策要綱第 87（機械類の使用及び移動）及び土木工事安全施工技術指針第 4 章（機械・装置・設備一般）第 2 節（建設機械の運用）2（使用取扱環境）に絶縁材の装着や見張員の配置等必要な措置を講じる事が記載されております。裏面に関連記事

また電力会社においても、社会的に大きな影響を与えかねない事故防止を考慮し、相談窓口を設けていますので、「気を付けて作業を行えば、おそらく大丈夫（影響が無い）だろう」等と安易な判断をせず、専門である管理者と十分協議し事故を未然に防止する事が大切です。

NO!!地下埋設物件損傷事故

近年、掘削作業、杭打ち作業等により既設地下埋設物件を損傷させる事故が増えています。特に官所有の光ケーブルを損傷した事故が平成13年度に3件発生しており、発注者と請負業者との間の事前調査・確認作業が不十分であった事例も見受けられます。

地下埋設物件は、ガス管の損壊によるガス爆発や水道、電気等、ライフラインの停止による生命維持または生産活動などへの影響等、状況によれば社会に重大な影響を与える事故となります恐れがあります。

【事故の原因】

管理者との立会・協議が不十分であった。
 正確な埋設位置を確認せず施工を行った。
 占用図面と実際の埋設位置に大きな差があった。

【再発防止対策】

埋設物件の予測は出来る限り入念に行う。
 管理者との現地立会・試掘を実施し、より正確な確認を行う。
 地中探査器等を用いて、現地で再確認する。

架空線関係

【土木工事安全施工技術指針】

4-2-2章 使用取扱環境

(4) 接触のおそれのある高圧線には、必ず防護措置を講じること。防護措置を講じない高圧線の直下付近で作業又は移動を行う場合は、誘導員を配置すること。ブーム等は少なくとも電路から次表の離隔距離をとること。

【建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編】

第37 機械類の使用及び移動

施工者は、機械類を使用し、又は移動させる場合においては、それらの機械類に関する法令等の定めを厳守し、**架線その他の構造物に接触し、若しくは法令等に定められた範囲以上に近接し、又は道路等に損傷を与えることのないようしなければならない。**

3 施工者は、架線、構造物若しくは作業場の境界に近接して、又はやむを得ず作業場の外に出て機械類を操作する場合においては、歯止めを設置、ブームの回転に対するストッパーの使用、近接電線に対する絶縁材の装着、見張員の配置等必要な措置を講じなければならない。

地下埋設物関係

【建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編】

第5章 埋設物

第36 埋設物の確認

起業者又は施工者は、埋設物が予想される場所で土木工事を施工しようとするときは、施工に先立ち、埋設物管理者等が保管する台帳に基づいて**試掘等を行い、その埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を原則として目視により確認しなければならない。**

なお、起業者又は施工者は、試掘によって埋設物を確認した場合においては、その位置等を**道路管理者及び埋設物の管理者に報告しなければならない。**（以下略）

2 施工者は工事施工中において、管理者の不明な埋設物を発見した場合、**埋設物に関する調査を再度行い、当該管理者の立会を求め、安全を確認した後処置しなければならない。**

第37 立会

起業者は、埋設物の周辺で土木工事を施工する場合において、第33（保安上の事前措置）に規定する調査を行うに当たっては、原則として、各種埋設物の管理者に対し埋設物の種類、位置（平面・深さ）等の確認のため、第36（埋設物の確認）の規定による**立会を求めなければならない。**ただし、各種埋設物の状況が予め明らかである場合はこの限りではない。

4月の事故速報

（平成14年4月30日現在）

発生日時	発生場所	事故の状況
4月4日 9:50	兵庫県	落橋防止装置設置工事において、跨道橋の橋上に吊り足場を設置してアンカーの削孔作業を行っていたところ、一般車（10tトラック）が跨道橋下を通過する際、吊り足場に接触した。 〔物損：仮設足場、回転灯破損〕
4月15日 15:30	奈良県	景観現況調査業務において、植生状況を確認するために道路沿いを歩行していたところ、足を滑らせて約4m下の水路に転落した。 〔作業員：頭部外傷、全身打撲〕
4月19日 9:50	奈良県	河川巡視業務において、パトロール車で巡視を行っていたところ、交差点を直進した際、横断して来た単車と接触した。 〔第三者：右踵骨開放性骨折、右足挫滅創、右肘挫裂創等 全治42日〕
4月20日 14:00	福井県	案内標識設置工事において、片側交互通行規制を行っていたところ、道路脇を走行して来た原付バイクが路肩に設置していた工事中看板に接触し、前方で停車中の一般車にも接触した。 〔物損：一般車の車体一部損傷、原付バイクのミラー損傷〕
4月22日 20:30	和歌山県	高架橋上部工事において、現場事務所にて事務作業終了後、事務所内の紙屑・吸い殻をゴミ箱に収集し、施錠して帰宅したところ、夜間ゴミ箱から出火して火災が発生した。 〔物損：現場事務所の2階内部半焼〕
4月23日 9:43	大阪府	築堤工事において、準備作業に伴う仮囲いの設置をラフタークレーンで行っていたところ、高圧電線に接近し過ぎたため、クレーンのブームと架空電線の間で電気が走り、ショートして停電となった。 〔物損：約12,800戸が0.5秒間停電〕
4月26日 22:20	福井県	中央分離帯設置工事において、中央分離帯に仮設バリケードを設置していたところ、走行中の一般車がハンドル操作を誤り、バリケードに衝突した。 〔物損：仮設バリケード損傷〕
4月27日 16:20	福井県	中央分離帯設置工事において、中央分離帯に仮設バリケードを設置していたところ、走行中の一般車がハンドル操作を誤り、バリケードに衝突した。なお事故現場は26日の発生事故の付近。 〔物損：仮設バリケード損傷〕
4月28日 20:30	滋賀県	河川分水施設建設工事において、削孔機により掘削を行っていたところ、油圧ユニットに設置してあった排ガス浄化装置が発火した。 〔物損：排ガス浄化装置焼損〕
4月30日 12:05	滋賀県	掘削護岸工事において、ダンプトラックで土砂を運搬していたところ、前走車（一般車）が赤信号の為に減速した事に気付くのが遅れ、ブレーキを踏んだが間に合わず追突した。 〔物損：一般車のバンパー破損〕